

令和6年度 社会福祉法人指導監査結果の概要

1 一般監査の実施状況（監査実施周期：原則、3年に1回（※））

※新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の法人は4年に1回の周期で実施

県所管法人数 (R6. 4. 1 時点)	実施法人数	指摘事項の内容		
		文書指摘あり	口頭指摘のみ	指摘なし
108 (109)	40 (38)	14 (14)	24 (21)	2 (3)

※（ ）は令和5年度の状況

- ・ 文書指摘：法令又は通知等の違反が認められ、改善措置をとるべき旨を文書により指導したもの
- ・ 口頭指摘：法令又は通知等の違反が認められるが、違反の程度が軽微であるもの又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれるもの

2 指摘事項の概要

指摘事項の内容	指摘法人数	
	R6	R5
I 法人運営		
1 定款		
(1) 定款の内容が不十分	1	1
(2) 定款の変更手続の不備	1	1
2 内部管理体制		
(1) 特定社会福祉法人における内部管理体制の未整備	0	0
3 評議員		
(1) 評議員の選任・解任手続の不備	4	3
(2) 評議員の人数、選任要件の不備	2	4
4 評議員会		
(1) 評議員会の招集手続の不備	9	4
(2) 評議員会の決議の不備	1	1
(3) 評議員会の記録の不備	2	4
(4) 決算手続の不備	6	3
5 役員（理事・監事）		
(1) 役員の選任・解任手続の不備	8	11
(2) 役員の人数、選任要件の不備	4	8
(3) 理事長・業務執行理事の選定の不備	0	0
(4) 監事の職務実施状況が不十分	1	0
6 理事会		
(1) 理事会の招集手続の不備	4	5
(2) 理事会の決議の不備	23	12
(3) 理事への権限委任の不備	2	2

指摘事項の内容		指摘法人数	
		R6	R5
	(4) 理事長・業務執行理事による業務報告の未実施	1	0
	(5) 理事会の記録の不備	1	3
7	会計監査人		
	(1) 会計監査人の設置・選任手続の不備	0	0
	(2) 会計監査報告の不備	0	0
8	評議員、役員及び会計監査人の報酬		
	(1) 報酬等の額が法令に定めるところにより定められていない	3	5
	(2) 報酬等支給基準の整備手続の不備、内容が不十分	1	5
	(3) 報酬等の不適切な支給	2	5
Ⅱ 事業			
1	事業一般		
	(1) 定款上の事業と実際に実施する事業が不一致	0	1
2	社会福祉事業		
	(1) 社会福祉事業の実施状況が不適切	1	2
	(2) 社会福祉事業を行うために必要な資産が不十分	0	1
3	公益事業		
	(1) 公益事業の内容が不適切	0	0
4	収益事業		
	(1) 収益事業の内容が不適切	0	0
Ⅲ 管理			
1	人事管理		
	(1) 職員の任免等人事管理が不適切	0	0
2	資産管理		
	(1) 基本財産の管理運用が不適切	1	0
	(2) 基本財産以外の管理運用が不適切	0	0
	(3) 株式等の保有が不適切	0	0
	(4) 不動産の借用手続が不適切	0	4
3	会計管理		
	(1) 経理規程の不備、経理規程に基づく事務が不適切	17	28
	(2) 予算執行・資金管理等に係る体制の不備	8	17
	(3) 会計処理が不適切	5	11
	(4) 会計帳簿の整理が不十分	2	1
	(5) 計算書類等の未整備、内容の不備	19	21
4	その他		
	(1) 関係者に対する特別の利益の供与	0	1
	(2) 社会福祉充実計画の未実施	0	0
	(3) 法令に定める情報の公表の未実施	3	1
	(4) 変更登記の遅延・不備	6	8
	(5) 入札契約の取扱い、印鑑の管理が不適切	1	3

3 主な文書指摘事例

指摘事項	改善の状況
【Ⅰ 法人運営】	
契約手続に係る理事会の決議について、理事長が専決できる金額を超える契約であるにもかかわらず、理事会の決議が行われていなかった。	理事会において契約に関する議案の追認を行った。
監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任する監事の過半数の同意を得たことを証する書類がなかった。	今後は各監事の同意を得たことを証する同意書を取ることを徹底し、同意を得たことを議事録に記載する。
理事が自己または第三者のために社会福祉法人と取引をしようとする際に、理事会の承認を得ていなかった。	理事会において議案追認を行うとともに、利益相反取引については、理事会の決議事項とする旨を規程に追記した。
役員の報酬について、総額が評議員会において決議されていなかった。	役員の報酬上限を定め、評議員会において承認を得た。
【Ⅲ 管理】	
収納した現金について、収納後7日を超えて金融機関へ預け入れしている事例が認められた。	収納した現金は必ず翌週月曜日までに金融機関へ預け入れするよう、経理規定の見直しを検討する。
印鑑と通帳について、単独の者が取り扱える状態となっていた。	管理体制の見直しを図り、印鑑及び通帳の保管責任者を区別し、別の場所で保管することとした。

4 その他指摘事例

【Ⅰ 法人運営】

(評議員)

- ・ 選任された評議員のうち、自法人が運営する施設の職員が含まれていた。
- ・ 評議員の選任にあたる評議員選任・解任委員会の委員に理事である者が含まれていた。
- ・ 評議員の選任にあたり、評議員選任・解任委員会の決議が行われていなかった。
- ・ 評議員のうち、同一の地方公共団体の職員（特殊関係者）の割合が総数の3分の1を超えていた。

(評議員会)

- ・ 評議員会の招集について、理事会の決議により原則1週間前までに通知する必要があるが、理事会の決議より前に通知がなされていた。
- ・ 定時評議員会の招集通知に際して、評議員に対し理事会の承認を受けた計算書類及び事業報告、監査報告並びに財産目録を提供していなかった。

(役員（理事・監事）)

- ・ 施設を設置している社会福祉法人において、施設の管理者が理事に選任されていなかった。
- ・ 前年度から当該年度までの間における理事会を連続欠席している理事又は監事が認められた。

(理事会)

- ・ 理事会の招集通知を省略することについて、全ての理事及び監事の同意を得ていなかった。
- ・ 評議員選任・解任委員について、理事会の決議による選任が行われていなかった。
- ・ 評議員会に議案を提案するに当たり、必要な理事会の決議が行われていなかった。

(評議員、役員及び会計監査人の報酬)

- ・ 評議員等の報酬等の総額が、実支給額と整合していなかった。
- ・ 役員の報酬等について、支給基準に定めのないものが支給されていた。
- ・ 役員の報酬等に対する支給の方法に関する事項が定められていなかった。

【Ⅱ 事業】

(社会福祉事業)

- ・ 使途制限のある資金（介護報酬等）を他の社会福祉事業又は公益事業へ繰替使用（貸付）しているが、年度内に補填されていなかった。

【Ⅲ 管理】

(資産管理)

- ・ 基本財産の処分に際し、所轄庁の承認を得ていなかった。

(会計管理)

◇経理規程の不備、経理規程に基づく事務が不適切

- ・ 経理規定に定める債権管理が適切に行われていなかった。
- ・ 現金で受領した収入について、領収書の発行が行われていなかった。
- ・ 固定資産の処分について、事前に理事長の承認を得ていなかった。
- ・ 固定資産管理責任者が固定資産現在高報告書を作成していなかった。
- ・ 固定資産の減価償却が適切に行われていなかった。
- ・ 月次試算表の作成及び理事長への報告が適切に行われていなかった。
- ・ 寄附金品の受入について、寄附申込書による手続きが適正に行われていなかった。

◇予算執行・資金管理等に係る体制の不備

- ・ 補正予算の編成や流用等が行われないうまま、予算を超過した経費の執行が認められた。
- ・ 金融機関との取引に使用するインターネットバンキングに用いるパスワードと送信パスワードについて、単独の者が管理していた。

◇会計処理が不適切

- ・ 3月に発生した費用に対する支出が、次年度4月に計上されていた。
- ・ 誤った勘定科目で会計処理が行われていた。
- ・ 国庫補助金等特別積立金の取崩が適切に行われていなかった。
- ・ 拠点区分間の取引が適切に計上されていなかった。
- ・ 賞与引当金が適切に算定されていなかった。

◇計算書類等の未整備、内容の不備

- ・ 計算書類や計算書類の附属明細書が適切に作成されていなかった。

(その他)

- ・ 組合等登記令に定める期限内に変更登記（目的及び事業の変更、理事長の就任等）が行われていなかった。
- ・ 随意契約とすることができる理由が明らかにされないまま、1社からの見積もりにより契約が行われていた。